

ID: 179

担当部署: 都市建設課

処分の概要	社会福祉法人等の使用許可		
例規名 根拠条項	柴田町営住宅条例 第40条第1項		
例規番号	平成9年条例第21号		
【基準】			
第40条の規定による。 (使用許可)			
第40条 町長は、普通町営住宅を法第45条第1項に規定する社会福祉法人等(以下「社会福祉法人等」という。)に住宅として使用させることが必要であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たときは、当該社会福祉法人等に対し、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該普通町営住宅の使用の許可をすることができる。			
2 町長は、前項の許可に条件を付することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日